

質問項目	質問内容	回答
2 5-1)P20 屋内側防火 被覆の取扱い	<p>延焼のおそれのある軒裏部分に換気口を設ける場合、防火構造や準耐火構造としてどのような措置が必要か。</p> <p>外壁同様、防火ダンパー付きの鉄板等の防火設備を設けてもよいか。 防火構造、準耐火構造として大臣認定を取った換気口が必要か。</p>	<p>「防火設備」とは、法第2条第9号の2口や法第64条において、「外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に」設けるものとされており、法制上、軒裏部分の換気口に設けるものではありません。以下では、延焼のおそれのある軒裏に関して、告示仕様の場合と大臣認定仕様の場合のそれぞれについて回答いたします。</p> <p>イ) 告示仕様の軒裏部分に換気口がある場合 防火構造・準耐火構造の軒裏としての性能を確保するため、一般的には、軒裏部分の換気口には防火ダンパー等による延焼防止措置をとることが望ましいと考えられます。このときの措置としては、外壁に用いる防火設備同等の仕様（例：0.8mm以上の鉄板など）を採用することなどが考えられますが、具体的にどのような措置をとる必要があるのかは、建築主事・指定確認検査機関にあらかじめ御協議ください。</p> <p>ロ) 大臣認定仕様の軒裏部分に換気口がある場合 大臣認定書の別添に軒裏部分の換気口の仕様が記載されている場合は、当該仕様のとおりでなければ、大臣認定を受けた防火構造・準耐火構造の軒裏とはなりません。</p>